# NPOからの協働事業等提案の課題について

三重県生活部 NPO 室

# 1. 周知・PR

#### ●課題

提案者からは80%が周知されていたという回答を得たが、提案しなかった人には確認ができないため、応募件数の減少を受けて、新たなPR方法を考える。

- ●考えられる対応案
  - (1)県庁各部局へのPR協力依頼。
  - (2)チラシ・ポスターによる各地域市民活動センターでのPR。
  - (3) FAXやメールによる個別案内。

## 2. 募集テーマ

#### ●課題

「県庁からのテーマ」の場合、検討会経費が各部局負担であるため、テーマを出すこと に消極的である。また、協働事業に対する負担感がある。

- ●考えられる対応案
  - (1)「県庁からのテーマ」募集の庁内への周知強化。

(庁内説明会の実施、第2次戦略計画で協働を前提としている事業への働きかけ等)

(2)役割分担等による検討会経費(事務局運営委託)の負担軽減を図る。

(議事進行はサポート委員が行い、議事録作成はNPO室が行う等)

(3) 協働のルールの検討の中で、協働事業の負担感の解消を図る。

# 3. 審查方法

#### ●課題

提案書だけでは、提案内容を十分把握できないため、意見書を書くのは難しい。

講評でどの程度基準を満たしたかの説明を求める声があったこと、また、複数年度で認められた計画が単年度で事業終了となる場合に、双方の認識が違っていたこともあるので、審査結果の伝え方を工夫する。

- ●考えられる対応案
- (1)プレゼン前の関係室聞き取りを充実させて、意見書作成の負担を少なくする。
- (2)講評で選定者の点数を発表する。
- (3)複数年度にわたる計画の取り扱いなど、提案時に十分な説明を行う。

# 4. 検討会

#### ●課題

提案者が事務局運営することは、ある程度やむを得ないが、負担が大きい。 議事録の公開は必要であるが、負担が大きく読みにくいし、自由な発言を妨げることが ある。

- ●考えられる対応案
- (1)サポート委員が議事進行を行う。

- (2)議事録作成は、関係者が協議して、NPO室が行う。
- (3)当事者の確認用に議事録は作成するが、公開は、議論のプロセスをわかりやすくまとめた概要版で行う。

## 5. サポート委員

# ●課題

サポート委員は、協働の視点での助言や、評価の視点から外れないように、また、役割 分担を見失わないといった第三者の立場でのサポートを行っているが、行政とNPOの仲 介、協働のあり方の助言、継続事業への関わりや何でも相談できるといった協働のコーディネート機能が求められている。

# ●考えられる対応案

- (1)審査委員がサポート委員となり、協働のコーディネーターとして参加する。
- (2)提案内容に詳しく協働の視点を持った人をサポート委員として派遣する。

#### 6. 実施の方法

#### ●課題

委託形式で協働事業を実施すると様々な制約を受けて、本来のNPOのよさを発揮できない。対等な関係でNPOが主体的に取り組める実行委員会形式や負担金形式の手法が望ましい。

#### ●考えられる対応案

(1)事業内容に応じた実施方法を、サポート委員とNPO室が提案していくとともに、協働のルールづくりの中で実施方法例を示して、予算調整室とも調整する。

#### 7. 提案のしくみ

# ●課題

提案側にとっては50%弱が、受ける側にとっては70%弱が使いにくいと回答。継続 した方がよいと答えた人も、どちらでもないと答えた人も、改善が必要と言っている。

審査基準のハードルが高い、県の取組や課題認識や行政のルールを理解するための支援 体制がない、予算が確保されていない等の課題がある。

また、研究提案においては、提案書様式や審査基準において事業提案との役割分担が明確とはいい難く、提案する側にとってもわかりにくかったと思われる。

【長所】誰にでも提案のチャンスがある、行政の手の届かない分野の提案を受けてニーズ に近い施策展開ができる、協働のきっかけができる、NPOの先進性、行動力、NW力を 発揮した取組ができる等。

【短所】事業の進展は担当者によるところが大きい、県の立案・実施の時期とずれている、 市町の関与がない、予算が確保されていない等。

## ●考えられる対応案

- (1)双方にオリエンテーションを行い、協働のあり方、県の仕組みを理解したうえで、検討を開始する。
- (2)研究提案は提案書と審査基準を見直し、課題の共有を目的とした「意見交換」を行う場

を持つものとする。双方の考え方を知ることで、次のステップにつなげていく。

- (3)募集時期を早め、予算要求時期(10月)には、ある程度の事業構築ができるようにする。
- (4)予算の確保については、生活総務室とも相談しながら検討する。
- 8. 協働推進に関する意見

## ●課題

事業予算0の事業でもコストに相応しい評価の基準が必要である。

NPOと行政、双方が学習・トレーニングが必要である。

公の担い手を受け入れるということが浸透していない。

市町との連携・協力が大切市町に広がる仕掛けや支援ができればよい。

- 9. NPOからの協働事業提案事務局運営委託の「事業完了報告書」からみえる課題 (平成17年度から平成18年度)
  - ・NPOは自治体の公共サービスにはない部分を担っているため、協働しようとすると法規制や行政の考え方とのギャップでブレーキがかかる。
  - ・行政の守備範囲を超えた公的支援の隙間の分野であったため、課題解決の方向に認識の ずれがあると協働は難しい。
  - ・有益な内容にしようとすると法令や行政の考え方で衝突した。
  - ・関係室の責任者が検討会に参加しなかったので、最終段階で混乱があった。
  - ・事業化できるのか、事業開始がいつなのか、不透明なまま進んだので、理解はしていた ものの戸惑い、次の計画が立てられず負担になった。
  - ・事業の成果を具体的な数値目標で出さなければいけないという行政の評価主義により 説明責任を求められた。
  - ・担当するべき関係室での予算化がかなわなかった。一律のシーリングをかけるのではな く、個別事業を見て判断してほしい。
  - ・行政が協働するに値するNPOであるかどうかの判断基準がないので、NPO側の体制 の充実とともに、行政側の信頼を裏付ける評価システムが必要である。
  - ・県庁からのテーマであったため、行政側でNPOに委託することを前提に計画された部分と、事業をこれから構築していく部分との兼ね合いをどう考えればよいのか、協働が前提であったために見えにくくなった。提案内容がどのくらい事業に反映され、全体の仕事量がどれくらいで、コスト投入がどれくらいか、わからず不安だった。
  - 委託方式では、行政に事業内容や方法の決定権があり、協働ではできないことが多い。
  - ・事務局運営において細かい訂正が多く、事務的なことで余分な手間や費用がかかるのは 無駄であり、なぜNPOが事務局を担当する仕組みなのかが、わからなかった。
  - ・会議の招集などは、NPO単独では難しい。
  - ・委託の積算の中に人件費が認められなかったことで、関係部署に働きかけ、協働事業の あり方に大きく影響を与えた。
  - ・委託事業(公費投入)が終了したあとの協働のあり方を提案した。